令和８年度第１回河南町入札監視委員会　議事概要

開催日時	令和８年１０月７日（水）１３時３０分から１５時１５分まで
開催場所	河南町役場庁舎２階庁議室
出 席 者	委員３名 町長、副町長、政策総務部長、まち創造部長、教・育部長、まちづくり戦略担当理事、生涯まなぶ課長、地域整備課長、生涯まなぶ課職員１名 契約検査室長事務取扱、契約検査室職員１名
議事概要	令和８年度第１回河南町入札監視委員会の議事概要は、次のとおりです。 【対象期間：令和８年１月１日から令和８年７月３１日まで】 1.　入札参加停止措置の運用状況について 今回の対象期間内で１１件の入札参加停止措置について、事務局から報告がありました。 〈主な質問及び意見〉 町発注業務委託の契約辞退により入札参加停止措置を受けた案件について、その後どのように契約を締結したのか。 （回答）当該案件については、後日改めて指名競争入札を実施し、落札者を決定の上、契約を締結しました。 2.　談合情報等の処理状況について 対象期間内での談合情報は、ありませんでした。 3.　入札・契約状況及び抽出事案について 今回該当期間内に、本町が入札または随意契約を締結した地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の金額を超える工事、委託及び物品購入の入札・契約状況の報告があり、対象契約案件１１５件の中から抽出された次の３件の概要、入札の経緯、落札者の決定等について、契約検査室及び担当部局より説明し審議が行われました。 （１）抽出事案 ①　史跡金山古墳保存活用計画策定支援業務 （契約金額：１６，５００，０００円） ②　庁内ネットワーク関連機器等（リース契約） （契約金額：１４１，４６４，４００円） ③　交通連結拠点整備に伴う交通広場実施設計委託 （契約金額：２２，０００，０００円）

（２）主な質問及び意見

①の抽出事案について

【抽出理由】

一般競争入札案件の中で、契約金額が高く、応札者が少ないことから、入札概要及び業務内容の説明を受けたいとの理由により抽出された。

〈主な質問及び意見〉

・どの程度応札があると見込んでいたのか。

（回答）本案件については、入札参加停止中の者を除き、「都市計画及び地方計画」の登録業者７３者を対象としており、複数者の応札を見込んでいました。しかしながら、結果としては１者のみの応札となりました。

・配置技術者や過去５年以内の業務実績などの参加要件を設定しているが、登録業者７３者のうち、どの程度がその要件を満たしているのか。

（回答）登録業者全てについて要件適合の状況は把握しておりませんが、複数の業者が参加要件を満たしていることから、競争性は確保できるものと考えております。また、営業所所在地による制限を設けず、対象業者を広く設定しております。

・史跡に関する専門的な業務であり、参加可能な事業者が限定されると思われるが、競争性は確保されているのか。

（回答）史跡に関する専門的な業務ではありますが、一般競争入札により広く参加者を募集しており、複数の事業者が参加可能な条件としていたことから、競争性は確保されているものと考えております。

〈審議の結果〉

抽出審議した①の案件については、入札及び契約状況は概ね適正な手続で行われたと認められる。

②の抽出事案について

【抽出理由】

指名競争入札案件の中で、最も契約金額が高く、落札率も高いことから、入札概要及び業務内容の説明を受けたいとの理由で抽出された。

〈主な質問及び意見〉

・ネットワーク関連機器の更新及びネットワークの再構築に係る業務とのことであるが、今回の応札者は前回と同じ業者なのか。

（回答）今回の入札には４者の応札があり、そのうち３者は前回の入札にも応札しておりました。なお、前回の落札者も今回応札しておりますが、今回の落札者は前回とは異なる業者です。

	・応札者は前回と一部異なるが、複数者による応札があり、前回とは異なる業者が落札していることから、競争性は確保されていたとの認識でよいか。 （回答）はい。前回とは異なる業者と契約を締結しており、競争性は確保されていたものと考えています。 〈審議の結果〉 抽出審議した②の案件については、入札及び契約状況は概ね適正な手続で行われたと認められる。 ③の抽出事案について 【抽出理由】 随意契約案件の中で、随意契約にした理由と業務内容について、説明を受けたいとの理由で抽出された。 〈主な質問及び意見〉 ・当該設計業務を発注した経緯は。 （回答）交通広場の計画は、国補助条件等により、令和１０年までに完了させることが不可欠となっています。このような条件の中、国・府・警察等と迅速かつ円滑に協議を進めるため、令和６・７年度の設計業務により図面等を作成し、関係機関協議を進めてきました。警察との協議を進める中で、交番については、警察の計画の関係から、交番の建て替えが困難との見解が示されました。町としては、関係機関との協議を踏まえ、住民の安全安心の確保、さらなる住民の利便性向上を図るため、見直しすることを政策決定し、これにより、エリアを拡大した設計を行うため発注したものです。 ・令和７年度に完了した設計業務と比較して、設計金額はどのようになっているのか。 （回答）当該設計業務は、対象エリアを拡大し、ロータリー形状の比較検討するための基本的な設計業務に加え、見直しであっても積算基準書に沿って設計金額を計上する必要があることから大きくなっています。 なお、結果的に当初の設計金額、予算と比して、大きく差異は出ないこととなりました。 ・令和７年度に完了した成果品を貸与することで、前回の受注者以外でも経費を抑えて応札可能となるのでは。 （回答）一般競争入札として発注するには、積算基準書に沿った適正な設計金額で発注することとなりますが、当該業者は、現場状況を正確に把握しており、関係機関と協議経過や習熟度が高く、設計プロセス資料を

	保有していることから、協議によって、作業工程の省略や減額補正することができ、設計金額の大幅な減額することができるため、入札に付すること不利と認め、随意契約を行ったものです。 〈審議の結果〉 抽出審議した③の案件については、入札及び契約状況は概ね適正な手続で行われたと認められる。 4. その他 入札参加資格審査申請（業者登録）事務の共通化・共同化について事務局から情報提供を行った。 5. 問い合わせ先 河南町政策総務部契約検査室　電話番号 0721-93-2500（内線 360・361）